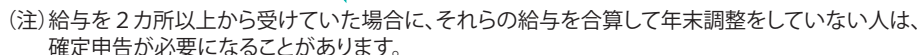


フローチャートは一般的な例を示しています。

申告は
3月15日(水)
まで



町県民税申告書、所得税および復興特別所得税申告書が送付された人。申告書が送付されなくても、次に該当する場合は申告が必要です。

①前年中に農業・不動産・譲渡などの所得があった人
②給与所得者で、給与を2カ所以上から受けた人、給与のほかにも所得（農業・不動産・譲渡など）がある人
③給与所得者で年末調整が済んでいない人（平成28年中に会社を退職した人など）、または年末調整に誤りがあった人
④前年中に所得がなく、他の親族の扶養になつていない人
⑤その他、前記以外に申告が必要な人（医療費控除、住宅借入金等特別控除などを申告する人）

【収入関係】

- 源泉徴収票（報酬・年金など）
- 賃金支払報告書（日雇者など）

□その他の収入明細書（証明書）

- 社会保険料額のわかるもの
- 国民年金保険料控除証明書
- 生命保険料控除証明書
- 地震保険料控除証明書
- その他の証明(障害者手帳、
勤労学生は学生証や在学証明
書、その他必要な証明など)

書、その他必要な証明など)

- ①新規に振替納税を利用する場合には、納税者本人名義の預金通帳の金融機関名・口座番号・届出印が必要です。
- ②還付申告者の還付金の受取りは、口座振替となります。
- 申告者本人名義口座の金融機関名・支店名・口座番号が必要です。

財務課 税務室

☎ 262237 (直通)

税の申告時に控除が受けられます

高齢者(65歳以上)の
障害者控除対象者の認定

医療費控除用
おむつ使用の証明

身体障害者手帳や療育手帳などを持っている人でも、同等の障がいがあると認定された場合は、所得税や住民税の障害者控除の対象者となることがあります。認定された人には障害者控除を受けるための**障害者控除対象者認定書**を交付しますので、申告の際には必ず持参してください。

▼対象 平成28年12月31日現在(平成28年中に死亡した人は死亡時)、町内在住の65歳以上の人で要介護認定を受けているか、介護認定を受けていなくても6カ月以上寝たきりの状態にあることが証明できる人で、町の障害者控除認定基準に該当する人

※介護保険の認定を受けている人全員が障害者控除の対象になるわけではありません。

▼交付申請 健康福祉課高齢福祉室にある用紙で申請

※障害者手帳・療育手帳などを持っている人は、手帳で障害者控除を受けることができます。認定書の交付を受ける必要はありません。

寝たきりや治療上の理由で使用したおむつの費用について、所得税の確定申告で医療費控除を受けられます。

初めておむつに係る費用の医療費控除を受ける年は、医師が発行する「**おむつ使用証明書**」が必要となります。

控除を受けるのが2回目以降の人は、町が発行する「**介護保険の主治医意見書の確認書**」でも認められます。

▼対象 介護保険の要介護認定(要支援1・2、要介護1・5)を受けている人で、主治医から尿失禁の可能性が高いと証明されている人

▼申請方法 健康福祉課高齢福祉室にある用紙で申請

※申告の際には、証明書や確認書のほかに、**おむつの領収書**(名前・日付・金額が記載されているもの)が必要です。

▼問合せ先 健康福祉課 高齢福祉室
☎26・2247(直通)

吉岡町が設置する確定申告相談会場のご案内(所得税のみ)

◆会場

吉岡町コミュニティセンター
2階・視聴覚室(役場南側建物)

(身体の障がいなどの理由により2階に上るのが困難な人は、役場1階の財務課税務室窓口にお越しください。)

◆受付時間

【午前の部】8時45分～11時30分
【午後の部】1時～4時

注意 点

- 土地、建物、株式などの譲渡所得の申告・住宅借入金等特別控除新規申告・東京電力などの賠償金に係る申告をする人は吉岡町コミュニティセンターでは受け付けません。高崎税務署が主催するイベント高崎(高崎市問屋町2-7)での申告となります。
- 待ち時間短縮のため農業・営業・不動産などの収支内訳書などは事前に作成しておいてください。
- 医療費控除を受ける人は領収書の合計金額を出しておいてください。
- 役場駐車場などで、口座番号・暗証番号などを聞き取ることはありませんので、ご注意ください。

〈申告日程表〉 申告期間中は駐車場・会場の混雑が予想されます。なるべく世帯ごとに地区指定日にお出かけください。

2月	地 区	3月	地 区
16日(木)	小倉	1日(水)	大久保寺上(中町・上町・田端)
17日(金)	上野原	2日(木)	大久保寺上(三津屋1区・2区)
20日(日)	上野田	3日(金)	大久保寺上(三津屋3区・4区・町営住宅)
21日(火)	下野田(北部全部)	6日(月)	溝祭(溝祭南部1区・2区・3区)
22日(水)	下野田(原・宮下・中部)	7日(火)	溝祭(溝祭中部・北部1区・2区)
23日(木)	北下	8日(水)	駒寄(駒寄東・駒寄西・駒寄台東・駒寄台西)
24日(金)	南下・陣場	9日(木)	駒寄(瀬来東・瀬来西)
27日(月)	町内全域	10日(金)	漆原西
28日(火)	大久保寺下	13日(月)	漆原東
		14日(火)	町内全域
		15日(水)	町内全域

確定申告書は自宅で作成し郵送で提出できます

確定申告会場は非常に混雑し、待ち時間が長時間になります。

ご自宅などのパソコンから、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自身の都合のよい時間に確定申告書を作成することができます。

作成した確定申告書は、以下の①または②の方法で税務署に提出してください。

①プリンタで印刷し税務署へ郵送などで提出

※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニなどで印刷することができます。

②e-Tax (国税電子申告・納税システム) で税務署へ送信

※e-TAXの利用には、電子証明書の取得 (手数料要)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

確定申告書等作成コーナーパソコン操作のお問合せは、
e-TAX・作成コーナーヘルプデスク (☎0570-01-5901) へ
※土・日・祝日を除きます。受付時間はホームページでご確認ください。

今回提出される平成28年分の確定申告書など (所得税・消費税・贈与税) には、**マイナンバー (12桁) の記載が必要です。**

- ① マイナンバー (12桁) の番号確認書類の写し および
- ② 申告されるご本人の本人確認書類の写し の添付が必要となりますのでご注意ください。

高崎税務署が設置する確定申告会場のご案内 (所得税・個人消費税・贈与税)

会場

ビエント高崎 (エクセルホール)
高崎市問屋町2-7

設置期間

2月16日 (木) ~ 3月15日 (水)

※土・日曜を除く。

(ただし、2月19日 (金) および2月26日 (金) は開場します)

受付時間

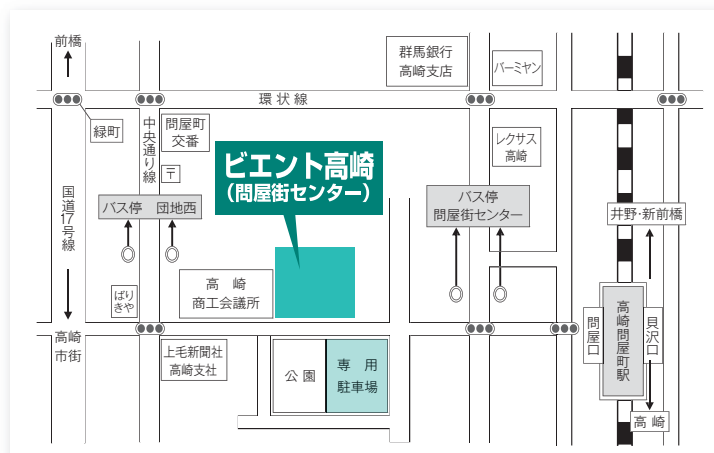
午前9時 ~ 午後4時

※申告書の作成には時間を要しますので
お早めにお越しください。

問合せ先

高崎税務署 ☎027-322-4711

(自動音声案内が流れますので「0番」を選択してください)



- 確定申告期間中は、高崎税務署庁舎では申告相談を行っていません。
- 確定申告会場ではご自身でパソコンを操作し、確定申告書を作成していただくことを基本としています。